



回 答 書

平成27年 1 月 5 日

葛城北民主商工会
代表 麓 信二 様
新日本婦人の会広陵班
代表 下村 瑛子 様
健生会友の会広陵支部
支部長 寺前 憲一 様
奈良県農民連広陵班
代表 新谷 好史 様
広陵町議会議員
八尾 春雄 様
広陵町議会議員
山田 美津代 様

広陵町長 山 村 吉 由



貴団体におかれましては、町行政のみならず幅広い観点から、住民の暮らしについて、いろいろと提言をいただいていることに敬意を表します。

過日の2014自治体キャラバンでの要望書に対し、下記のとおり回答申し上げます。

なお、多岐にわたる項目でもあり、要点のみとなっておりますが、ご理解いただき、所属の町議会議員の議員活動等を通じ、ご確認いただきたくよろしく願い申し上げます。

今後とも、町行政にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

以下、左端の数字は要望書の番号に応答しております。

- 1 繰り返し申し上げますように、町の施設については、大規模修繕等の機会をとらえて考慮していきたいと考えております。一般住宅等の太陽光発電促進に関する補助については、前回と同様になります。現在のところ奈良県が実施している助成制度を活用願うようお願いしております。

- 2 奈良県広域消防組合が誕生したことにより、消防本部からの指令は発災現場に最も近い消防署に発令されることとなります。このようなことから、町内で起こった発災であっても、広陵消防署だけでなく、近隣の消防署からも出動されることとなります。
- 3 広陵町防災士ネットワーク発足時には、138名の防災士の方々に会員になっていただきました。今後は、防災士としてのスキルアップをめざして行くための活動（研修・訓練参加）をはじめ、日本防災士会奈良県支部と協働で企画し実行していくこととしております。
- 4 施設の更新については、多額の費用を要することから、新たな投資を必要としない県営水道に水源を委ねるのが最善であると判断し、全量を県水の水源としたところであります。県営水道の施設は耐震性を有しており、さらに、御所浄水場、桜井浄水場の2系統の浄水施設を有していることから、互いに融通できるシステムとなっており、災害時の断水は回避できるため自己水確保の必要はないと判断しております。また、町内には4基の受水タンクを有し、16,000tの貯水量を確保しており、さらに現在安部、大野の2か所に設置している応急給水栓も、平成26年度中に南郷、百済、広瀬の3か所に新設しますので、必要な水は確保できるものと考えております。県水料金も一定期間後に値上げすることはないということを県水担当課に確認しております。
- 5 福祉医療の窓口支払いは、奈良県下の全市町村において、一旦保険医療分をお支払いいただき、後日指定口座に振り込む、いわゆる「自動償還」となっております。これについては、受給者証を交付する際、保護者の皆様にご説明し、ご理解をいただいております。医療費の一部負担金のお支払いが困難な方には、無利子でご利用いただける「福祉医療費資金貸付制度」があります。また、現物給付を実施することにより、結果的には本来受けるべき国庫負担金が減額され、最終的には療養給付費の財源である保険税に反映されることとなります。なお、全国知事会は、社会保障審議会医療保険部会で地方単独事業に係る国庫負担減額措置の解消を提言しております。
- 6 4ワクチン（子宮頸がんワクチン・ヒブ・小児用肺炎球菌・不活化ポリオ）は、平成25年度より定期接種全額公費負担を実施しております。
ロタワクチンについては、現在のところ助成は考えておりません。
- 7 新生児訪問や乳幼児相談などで助産所と連携を密にし、情報交換を行っておりますが、直接的な補助は行っておりません。
産科の確保については、県が周産期医療体制充実のための産婦人科一次救急体制整備を行っており、広域で受診可能な産婦人科が確保できる体制を整えております。これにかかる経費については、負担をしております。
保険適用がされていない不妊治療のための助成については、県の不妊治療助成制度

がありますので、ご利用いただくようご案内をしております。

- 8 乳幼児健診・新生児訪問・すくすく相談時に、困ったことや不安なことがあれば、いつでも相談できることを対象となる方に周知しております。電話や来所どちらでもよいことをお伝えし、希望に応じて訪問も行っております。

保健事業の案内（保存版）をよく見ていただけるように、記載方法についても検討してまいります。

- 9 11月21日に来年度の入所申込みを締め切り、現在、保育認定作業を行っておりますが、昨年同様に全員が希望の保育所に入所することは難しい状況です。

昨年は、待機児童を出さないよう急遽保育所の増築を行い、定員を50名増やしました。また、来年度には定員60名の保育所が1園新設されますが、全員が希望保育所に入所することはなお難しい状況にあります。

今後は、北幼稚園と北保育園、西幼稚園と西第二幼稚園などの認定こども園化などを子ども・子育て会議の意見もいただき、今後の保育需要に対応したいと考えております。また、保育料の多子軽減については、現在拡大の考えはありませんが、今後国等の拡大が行われた場合は検討してまいります。

- 10 現在、保育料の見直しを行っております。今回の見直しでは、年齢別から所得階層別の算定方式に改正することから、激変緩和を行いつつも、所得の高い方には所得に応じた負担をお願いすることになります。

先にお示しした改定案では、国が示す限度額の80%から75%程度の額を基本に考えております。

- 11 本年8月から、田原本町のこどもの森阪手保育園で病後児保育が利用可能となりました。現在、5名の方が利用登録をされておりますが、実際に利用された方はおられません。来年度から町内の保育園でも病後児保育を実施できるよう協議を進めております。

また、大和高田市が来年度から実施される病児保育が利用できるよう協議に参加しております。

- 12 定員については、現在の定員で入所希望者全員が入所できていることから、すぐに定員の見直しが必要とは考えておりません。

放課後子ども育成教室の保育時間につきましては、指導員の方の協力により本年の夏期休業から保育の開始時間を8時30分から30分早め、8時から実施いたしました。以後、土曜日は午前8時から保育を行っております。

終了時間についても考えていかなければならないと思いますが、支援スタッフによる指導員確保や勤務体制など課題も多く、すぐに実施することは難しい状況にあります。

今後、放課後子ども育成教室の運営方法も含め検討していかなければならないと考えております。

1 3 今回の介護保険法の改正により、現行のサービスレベルを低下させるものではありません。現在、要支援認定を受けておられる方については、現行のサービスに変わりはありません。第6期からは利用されているサービス内容や、認定申請時にどんなサービスを望んでおられ、真にそのサービスがご本人にとって有効なものなのかを精査することにより、効果的なサービス提供を行うことができるようになります。

1 4 今回の介護保険法の改正により、負担能力に応じた（第1段階・第2段階・第3段階）保険料軽減を行うこととなり、保険料の減免措置と理解しております。また、利用料については、一定以上所得者の負担割合の見直しや自己負担限度額の見直しを行うことにより、所得に相応した負担となっていることから、新しい減免制度の創設は考えておりません。

1 5 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現が重要であります。地域包括ケアシステムは「自助・互助・共助・公助」をつなぎあわせ、それぞれの関係者の参加によって形成されるもので、地域特性や住民特性等実情に応じたものとなります。

このことから、広陵町は、地域包括支援センターを中心に適切なコーディネート機能の向上や介護保険制度による公的サービスを核としながら、その他の多様な社会資源やサービスを活用できるよう包括的・継続的な支援を行い、安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

1 6 高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が創設されましたが、経緯としては確かに平成22年12月の高齢者医療改革会議の最終とりまとめ時点では、後期高齢者医療制度の廃止を踏まえ検討を進められました。しかし、昨年8月の社会保障制度改革国民会議の報告書では、「後期高齢者医療制度については、創設から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくことが適当である」と報告されています。社会保障審議会医療保険部会で必要な見直しが議論されることから、国の動向を注視してまいります。

1 7 後期高齢者医療制度については、国の動向を注視し、広域連合と連携を図りながら、現行制度の中で適切に運営してまいります。保険料の天引きは、被保険者の申し出により口座振替に変更することができます。減免については、広域連合において減免取扱要綱を整備して運用されております。被保険者の意見聴取の場としては、「長寿医療制度懇話会」を設置し、年2回開催されており、委員として県老人クラブ連合会会長及び副会長が参加して意見を述べられておりますので、ご承知おき願います。

- 18 70歳から74歳の一般所得者に対する暫定的措置として、後期高齢者医療が始まった平成20年度から国が1割を負担するものとして実施され、毎年度実施要綱の改正により国が予算措置をしてきたものです。今回の見直しは、世代間の公平の観点から行われたものであり、高齢者の生活に大きな影響が生じることのないよう、新たに70歳になる被保険者から段階的に実施されたものです。今後とも、情報の収集と共に、国の動向を注意深く見守ってまいります。
- 19 昨年度は、医療費の増加が予想を下回ったことにより、単年度収支で黒字となりました。しかし、市町村国保の財政は大変厳しい状況にあり、各保険者は被保険者にご理解いただけるよう、健全財政に向けた各種の取り組みを続けております。また、医療費の伸びは毎年上昇傾向にあり給付に見合った国保税を毎年見直す必要がございます。国においては、財政上の構造問題の解決のための効果的・効率的な公費投入の方法を検討されております。今後も国や県に対して、更に積極的な支援策を講じるよう要請をしてまいりたいと考えております。
- 20 法制度上は、保険税の滞納者には「資格証」の発行が保険者に義務づけられておりますが、本町では面談による納税相談の機会を持つため、保険証の年度更新前に納税相談の案内を行い、相談いただいた被保険者の方から「1年証」または「短期保険証」を発行しております。今後も納税者との折衝に努めてまいります。
- 21 災害により資産に重大な損害を受けたことにより、一部負担金を支払うことが困難と認められた場合、一部負担金の免除、減額及び徴収猶予することができるよう、平成24年4月1日から「国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱」により施行しております。また、施行当初から一部負担金の減額及び徴収猶予については、収入基準額を国基準より拡大しております。今後も広報などを通じて制度の周知を行ってまいります。
- 22 本町では、以前から無料で受診できる体制を整え、土曜日の健診実施やがん検診とのセット受診及び申し込み方法の改善など集団健診の充実を行っております。また、受診歴のある方への電話・訪問による受診勧奨、結果通知の工夫や事後指導の充実など魅力ある健診への取り組み及び未受診者への受診勧奨通知や訪問による受診勧奨など、前年度の評価を踏まえ、きめ細かく取り組んでまいります。
- 町独自の検査項目の追加は、現在予定はございませんが、現状の検査項目で糖尿病・腎不全・脂質異常症・高血圧・喫煙者などに重点をおいて予防対策に取り組んでおります。
- 実態としては、健診結果の異常や医療機関受診中であっても自己管理のできていない方が大変多く、基本的な健診項目により重症者や深刻な状態にある方を早期に医療に結びつけることや生活習慣の改善と医療の管理により、継続的に自己管理のできる

方を増やしてまいりたいと考えます。また、20歳から39歳の方についても若い頃から健康診査を受診する習慣を意識づけ、特定健診に繋がるよう若年者健診を実施しております。奈良県では、昨年度から対象者全員に検査項目を追加し実施している状況であり、更に、受診率向上に向けて町としても電話等による受診勧奨に取り組んでおります。

23 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」では、国民健康保険の財政運営は、都道府県が担うことを基本とし、保険料の賦課徴収、保健事業は引き続き市町村が担うことが適切とされております。国保運営に関する都道府県と市町村の役割分担のあり方については、国の「国保基盤強化協議会」で議論されております。保険給付や資格管理の役割分担については引き続き協議が行われ、平成27年の通常国会に提出される予定となっております。本町として、国・県の動向を注視しているところです。

24 人間ドック、脳ドックの助成事業は、事業を始めて以後、多くの方々に利用していただいております。これまでも利用していただきやすい制度にするべく助成対象者数の拡大等の改善をまいりましたが、今年度の申込者数は募集定員を下回っております。今後も申込者数の状況を踏まえ、定員の見直しを行ってまいります。なお、がん検診については、対象年齢に応じた検診を保健センターで実施しています。今後とも、病気の早期発見・早期治療に繋がれるように引き続き制度の周知に努めてまいります。

25 町内では、マンモグラフィ機器を設置している医療機関がなく、乳がん検診ができないのが実状です。

町は、集団がん検診や女性のための検診日を設けております。また、若い方にも受診していただく機会となるよう、若年者健診で乳房エコー検査を行っております。なお、町外の医療機関とも契約し、個別に受診していただけるような体制をとっております。

26 生活保護の老齢加算については、厚生労働省が専門家による委員会等の調査を元に廃止され、訴訟においても一定の判例も出ております。今後、国においても、実態等を踏まえながら検討されるものと認識しております。

27 生活保護法による医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない方に対して医療の給付を行うものです。医療扶助は、市町村を担当する福祉事務所が、法による指定を受けた医療機関に委託して行っております。

生活保護の医療券の発行と受け取りについては、原則として保護費支給日に窓口において発行しております。なお、急患の場合は、事後処理にも対応しております。継続治療の場合は、提出を求めない場合がありますが、不正受診の抑制等の観点から毎月提出が求められます。

支給の方法については、支給日に受給者本人と面談することにより生活状況を確認することで、生活支援や就労支援につなげる機会となっております。身体状況等により来庁が不可能な方については、担当者によりお届けをし、病状等の確認を含めて面談を行っております。また、このことにより不正受給等の防止を図っております。

28 受診医療機関の制限については、一部の医療機関において、受け入れを行っていないところはあるとのこと。また、一部負担金の導入は行っておりません。

29 1人のケースワーカーが多くの担当件数を抱えているケースもあり、実態については県（福祉事務所）において十分に把握されております。今後、ケースワーカー1人当たりの担当件数がどの程度が適正なのか、十分に検討され、配慮されていかれるものと認識しております。

30 稼働年齢層の生活受給者に対しては、受給者の特性を尊重し、実態を十分に把握したうえで行われているものと認識しております。

31 障害者総合支援法は、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためのものであり、本町においてもその趣旨に基づき実施してまいります。

32 障害者雇用連絡協議会において、関係機関と連携を取りながら、障がい者雇用の促進や職業的自立に関する対策に寄与しているところであります。

障害者優先調達推進法に基づき、町事業の物品調達にあたって、町内障がい福祉サービス事業所に物品の調達を行っております。

また、本年度も、4名の現地研修（3日間）の受け入れを予定し、福祉課だけではなく、総務課をはじめとして役場全体で受け入れを行い、社会とのつながりをもつていただき、少しでも雇用への道につながるよう努力しております。昨年度、受け入れを行った方については、一部、企業への雇用につながっております。

33 現在、地域公共交通活性化協議会において、生活交通ネットワーク計画の策定に取りかかっております。

その中で、公共交通のあり方を検討する資料として町民2,500名を抽出したアンケート調査を実施いたしました。また、同時に元気号利用者についてもアンケート調査を実施したところです。これらを踏まえ、持続可能な公共交通の方針を協議会で議論いただいております。

34 前述のアンケート調査においてもデマンドタクシーに関する設問をしており、これらの結果を踏まえ公共交通活性化協議会で議論いただいております。なお、近隣では三郷町や香芝市で導入実績があり、利用度や費用面なども調査しております。

- 3 5 2市1町による協議の場は、現在のところ設けておりません。しかし、奈良県地域交通改善協議会においても協議しておりますが、近隣市町とのコミュニティバスの連携など、可能性を検討していきたいと考えております。
- 3 6 県道区域につきましては、あくまでも高田土木事務所において用地交渉をした上で整備工事されます。用地、建物買収の判断を町ですることはございません。
- また、赤部区域の水路を広げて道路を拡幅することを県は町に示されておりませんが、讃岐神社のカーブを拡幅されることは聞いております。
- 3 7 当該道路に関しましては、以前より危険箇所との認識から、路側帯ライン、「歩行者横断注意」などの路面標示や「学童多し注意」、「学童横断あり注意!!」、「合流注意」、「(保育園) 最徐行」などの注意喚起標識を設置し、車両運転者に歩行者への配慮を呼びかけております。
- また、香芝市道に繋がっていますので、香芝市側にも安全措置を図るよう協力を呼びかけております。
- 3 8 既存道路の整備計画については、昨年度に回答させていただいたとおり、舗装の路面性状調査結果を基に整備すべき個所を確認し、必要性の高いところから粛々と実施しております。
- また、各大字、自治会からの要望であります。昨年度に回答させていただいたとおり、改修等の必要性の高いところを、必要な時期に要望していただくのが良いとのことで現在の方法を採用しておりますのでご理解をお願いいたします。
- 3 9
- 1) 県道河合大和高田線の修繕等につきましては、一部大字から要望書が奈良県高田土木事務所に出され改修工事を実施していただいております。また、本格的な道路改良要望は出されていません。
 - 2) 安全対策として、カーブミラーを必要な場所に設置されたものと考えております。
 - 3) ご存じのとおり、関係者により現地を確認していただいたとおりです。今後も安全対策について要望して参りたいと思います。
 - 4) 昨年に引き続き香芝警察署と情報を共有し、対応してまいります。
 - 5) 昨年もお答えさせていただいておりますように、鉄道事業者から多額の負担金と道路計画を求められております。現在のところ本道路の踏切前後の道路計画がございませんのでご理解をお願いいたします。また、その旨地元区長にも説明をしております。
 - 6) 現在、用地交渉中です。奥坪橋東詰の交通安全のため、早期の完成を目指しております。
 - 7) 馬見南1丁目ヤオヒコ交差点の取組状況につきましては、既に歩車分離式信号が設置されております。具体的にお示しください。

4 0 今年度、自転車歩行者道の交通安全対策のための基礎調査を専門コンサルタントに発注し、現況の歩道や車道の調査や住民の方へのアンケート調査を行っております。この調査により、歩行者・自動車・自転車の安全確保のため、バランスのとれた道路環境の整備を図ります。

県のサイクリングロードの草刈りについては、適切な管理をしていただくように県高田土木事務所に要望してまいります。また、自転車の走行位置を表示することで通行場所が明確になり、安全走行に心掛けた自転車道となっております。

4 1 街灯については、設置されていない箇所を調査し、必要と認められる箇所は順次、設置してまいります。

防犯灯については、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助を基本として、大字・自治会において維持管理していただいているものです。新規に必要な所も、大字・自治会の要望により検討を行い、必要に応じて町が設置して大字・自治会に移管しております。

4 2 本町の小学校給食におきましては、町内産の「なすび」や県内産の「ねぎ」、「小松菜」、「ほうれん草」などの地場産の野菜や、国内産の野菜を使用しています。今後も地場産農産物を積極的に取り入れてまいります。

4 3 中学校給食運営委員会においては、10回の運営委員会の開催と2回の先進地視察を経て、センター方式を採用するとの答申を得ました。

また、議会の中学校給食検討特別委員会、教育委員会もセンター方式の答申であり、三者の答申を受け、いろいろな意見を聞かせていただいた中で、実施方法については総合的に判断して参りたいと考えます。

なお、配膳員の確保はもとより、食育推進が図れ、安全で安心なおいしい中学校給食を提供して参りたいと考えております。

4 4 現在、1年生は35人学級が制度化され実施されています。小学校の他学年においては、学年の実態や1学級35人を超えている学年について、少人数学級を実施し、きめ細かな指導ができるよう取り組んでいるところです。また、中学校では、少人数指導によって、学習内容の定着を図っているところです。

4 5 平成23年度に小中学校に扇風機、各幼稚園にクーラーを設置したことで、梅雨時や残暑の時期において、園児や児童生徒が暑さに対する身体的負担が軽減されたものと考えます。小中学校においては、図書室などの特別教室にクーラーが設置されております。現在設置されていない教室については、クーラーを設置する方向で検討しております。

- 4 6 平成24年11月から、全ての小中学校に学校図書館司書を配置しております。滞在時間は13時から17時までとなっております。昼休みや放課後には児童生徒の図書に関する相談に応じたり、図書委員の貸し出しの補助をしたりして、子どもたちと良好な人間関係を築いております。また、司書教諭と連携を図りながら、本の整理・修繕、季節に応じた掲示物等で読書意欲を高める環境整備をしていただいております。
- 4 7 受益者負担の原則として、利用者に経費の一部をご負担いただいております。
- 4 8 現有施設の有効利用と利用者の状況を勘案しながら対応しております。
- 4 9 道路からの案内板の設置については、全町的に再検討中です。
- 5 0 構内駐車場が満杯の場合は、第2駐車場への誘導板を出しております。
- 5 1 本町の図書館は、竹取公園に隣接した図書館で、蔵書数・貸出冊数とも県下有数で、図書館へお越しいただく人数が大変多く、利用度が非常に高い図書館です。このことから、移動図書館の運行や図書館以外での図書の返却口は考えておりません。
- 5 2 公園の遊具等の点検は、設置企業と点検委託契約しており今後も継続して実施いたします。
- 5 3 文化財保存センター（歴史資料館）の基本設計（案）は、「文化財保存保護に関する提言書」に基づき作成する予定です。この提言書は広報で募集し、応募された町民に委嘱して組織した「文化財保存保護に関する30人会議」の委員が、博物館等の視察・研修を行いながら議論を重ね、広陵町にふさわしい文化財保存施設についてまとめたものです。
- そのメインコンセプトは「古代人の衣食住を体験しながら歴史を学ぶ。」というものです。発掘調査で出土した土器を見本に土器を作ったり、古代の方法で火を起こして古代米を調理して食べたり、勾玉などのアクセサリ作りを通じて古代人の生活を追体験しながら、歴史を学べることは数多くございます。
- 現在、この提言を基にして設計業者に建築基本設計（案）と展示基本設計（案）を作らせています。今後、広報で募集し、応募された町民及び各種団体からの推薦者、国や県の文化財専門職員で歴史資料館整備検討委員会を組織して、基本設計（案）を当委員会に諮りながら充実させていきたいと考えております。
- また、町民が積極的に活用できる施設とするために、開館後の活動を支えていく体験学習の指導ボランティアを町民サポーターとして養成したいと考えております。
- 5 4 香芝警察署及び奈良県青少年指導員等により定期的に巡回を実施しておりますが、問題となる事案は確認できておりません。

- 55 全国的な問題であり、国・県におかれましても、それ相応の対策を講じられるのではないかと考えております。また、町独自の支援策につきましても、国・県の動向を見ながら検討してまいります。
- 56 TPPは国民的議論が必要であり、断念しなければ農家にとっては大きな打撃となることは必至です。国には、そのための情報をきちんと出して対処していただきたいと思っております。
- 57 「国際家族農業年」は、家族農業や小規模農業が、持続可能な食料生産の基盤として世界の食料安全保障確保と貧困撲滅に大きな役割を果たしていることを、広く世界に周知することを目的とされております。広陵町の農業が衰退することのないよう、様々な農業施策を展開していけるよう努めてまいります。
- 58 現段階では、新規就農者に対しての、ハウスや農業倉庫などの施設の建設、生活資金援助、農業機械の貸出制度につきましては考えておりませんが、農業機械の購入に対しては、町独自で貸付制度を設けるか、補助金を支給するかを検討中です。また、平成27年度予算におきまして、農業塾用の実習用地の確保等、倉庫の建築、耕耘機の購入など農業塾2年目としての活動を予定しております。
- 59 平成27年度は2年目の年であるため、塾生のための実習農地を確保する予定であります。取り扱う品目により、地域農業者にお手伝いをいただき、塾生の自立を目指して行きたいと思っております。
- 60 (1) 本町の小学校給食におきましては、夏野菜カレーに使用する町内特産の「なすび」や県内産の「ねぎ」、「小松菜」、「ほうれん草」など国内産の季節物を中心に使用しております。また、米については奈良県産の「ひのひかり」を使用しております。学校給食への地場農産物（町内産及び県内産）の利用割合を30パーセント以上に高めるよう努めて参ります。
- (2) 「すぐ実施する」との回答はしておりません。あくまでも検討しているところです。現在の「はしお元気村」の直売所での朝市のあり方の見直し等、別の場所での直売所の開設をできるように検討して参ります。また、マップ等によるPRにつきましても、直売所が少ないため作成しておりませんが、町内に数カ所でも開設できれば、広報やホームページ等で幅広くPRしていきたいと考えます。
- 61 学校給食食材の残留農薬測定結果については、測定内容等について県保健体育課と連携して今年度中に実施し、測定結果を給食便り及びホームページでお知らせする予定です。

- 6 2 地域資源を活用した再生可能エネルギー開発によるエネルギー自給計画(エネルギーの地産地消計画)の策定につきましては、前回にもお答えさせていただいており、広陵町単体で考えることは非常に効率が悪い(資本の出資、施設の維持、エネルギー販売による経営の維持ができない)と考えております。エネルギーの地産に係るコストを考えますと広域で実施する方が効率的と考えるものであります。
- 6 3 公契約条例については、平成21年度に千葉県野田市が全国に先駆けて施行し、奈良県では県が平成27年4月に施行される予定です。
- 町が発注する業務におきましては、そこで働く労働者の公正な賃金と適正な労働条件を確保することは公共事業の品質を確保する上でも重要と認識しております。本町といたしましては、工事関係の入札において、落札結果を見る限り、雇用条件に悪影響を及ぼすような落札は発生していないと考えております。
- しかし、労働者の賃金や労働条件につきましては、受注する企業が労働基準法を始めとする労働関係法令を遵守し、履行することが当然の責務であると考えております。また、労働者の適正な労働条件の確保については、なかなか一つの自治体で解決できるものではないと認識し、本来、国の法整備にて解決を行うものであると考えております。
- 今後におきましても、最低賃金の引上げや国の公契約法の制定動向、また、他の自治体の動向について注視していく考えでございます。
- 6 4 休日勤務を命じた場合は、代休日の指定、休日勤務手当の支給などにより対応しております。代休日の指定は、町の規則により勤務日から起算して8週間後の日までと規定されております。なお、安易に休日勤務手当の支給により対処するのではなく、健康・福祉を充足させる観点から、職員の休日を確保できるよう、部課長が率先して課員のワークライフ・バランスの推進に努めるよう周知しております。
- 6 5 商工会と連携し、違法なことがないように指導いたします。
- 6 6 商工会と連携し、取り込み状況の把握に努めてまいります。
- 6 7 広陵町企業立地条例では、雇用促進奨励金として広陵町民を新規に1年以上雇用した場合、奨励措置をすることとしております。雇用については、常用雇用や短時間労働など多様な働き方のニーズがあり、パート・アルバイトも雇用の一つであると考えております。なお、事前に町民の採用を覚え書きで交わすことは、労働者募集の原則や企業の人材確保の面からも難しいのではないかと考えております。
- また、企業立地条例は投下固定資産額5,000万円以上の企業を対象としておりますが、中小企業者の設備投資に対する支援制度も検討してまいりたいと考えております。
- 6 8 今年度も、県の事業アスベスト対策の健康リスク調査は、継続されており、北校区を中心に受診を促しております。肺がん検診は、特定健診とがん検診をセットにす

るとともに、実施日を増やすことで、受診者数も増えております。

定期的に継続して受けることは、早期発見、早期治療につながる重要なことです。平成27年度は、地域巡回型の肺がん検診を校区単位で実施し、お住まいの近くで受診できる体制をつくり、自らの健康に関心をもつことができる効果的な動機付けとなるよう進めてまいります。

69 住宅リフォーム助成制度は、引き続き継続する予定です。対象事業所は町内に本部を置くと制限しているのは、町税をきちんと納めていただいている事業所が本助成事業をしていただけることになっているからです。今のところ新たな事業は考えておりませんが、現在の住宅リフォーム助成制度を町民のみなさんにご利用していただけるようもっとPRしていきたいと思っております。

70 一般住宅の自然エネルギー開発に関する補助については、計画として、まず個々の住宅耐震補強を先に施工していただき、強靱な「町」を造り上げ、補強された家屋に太陽光パネル等を設置するスタイルで進めていきたいと思っております。

71 中小企業の活性化につきましては、商工会と連携し、様々なイベントで、地場産のPRを行っておりますので、現段階では「中小企業振興基本条例」（仮称）の策定は考えておりません。

72 広陵町では自主的な納期限内の納税・納付を促しておりますが、一時的に経済状況の急迫・急変が生じて納付が困難な方々には、納税方法につきまして可能な限り相談に応じ、督促手数料・延滞金が少額負担になるように説明・協議をしております。

また、納税意欲の希薄による滞納者等につきましては、可能な限り実態を把握すべく、滞納者宅への訪問も実施した後、生活状況を考えた上、処分を実施しております。なお、町広報でも納税相談や分割納付の紹介をしております。

73 報道でもご存じと思いますが、大阪フェニックスで最終処分（埋め立て）される灰に含まれるダイオキシン濃度について、大きな問題として提示されました。

本町のダイオキシン測定で、過去に基準値に限りなく近い状況が検出されているため、軽減の方法を探したところ、近隣市町においては、早くから事業所から出される産業廃棄物は取り扱っていない現状がわかりました。

地場産業育成を前提として処理していた産業廃棄物を停止することにより、排気ガスの無害化に伴う化学処理において発生する廃棄物（飛灰）に含まれるダイオキシン濃度が、どの程度軽減化されるのかを調査することいたしました。

一般家庭から出されるごみ処理が止まらないよう、ダイオキシン濃度の基準内維持に努めていきたいと考えております。この持込停止に伴い、資源として有効利用できる事業者もありますので、事業者ごとに方針を決められるように、情報提供をしてま

いりたいと考えております。

74 今のところ、住宅リフォーム助成制度の拡充が考えておりませんが、現行の制度をもっと幅広く広報等により定期的に周知に努めてまいります。

75 戦没者追悼式は、毎年11月の第3土曜日に町主催で実施しております。内容につきましては、遺族会と相談しながらよりよいものにしていきたいと考えております。日本国憲法の遵守は、全ての国民が守ることは当然のことであり、平和で豊かな今日があるのは幾多の尊い犠牲の上に立ってのことであることを決して忘れてはならないと考えております。また、外交交渉は、現政権において個別案件ごとに最善の判断がなされるものであると考えております。

76 ステッカーは平成22年度から貼っており、町の案内板にも表示しております。また、役場庁舎玄関前には「非核兵器平和宣言のまち」と大きく表示をしているほか、平成26年3月には「非核兵器平和宣言」の懸垂幕を設置いたしました。今後もさまざまな場所や機会を捉えて「反核平和」を訴えていきたいと考えております。

77 教科書選定に当たりましては、北葛城郡内の学校の先生により、種目ごとに研究していただき、意見をお聞きしております。また、閲覧場所が北葛城郡内で一か所の図書館での閲覧となっておりますのは、平成27年度以降小学校教科用図書採択制度に則って進めておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。閲覧につきましては、図書館内に見本本のコーナーを設けさせていただいております。

来年度の中学校教科用図書採択にあつては、現行の方法が見直されると聞いておりますが、詳細については明らかになっておりません。各学校への対応につきましては、各町とも協議し、検討してまいります。

78 オスプレイ配備や訓練の中止を求める意見書については、200を超える地方議会で可決されたと聞いております。国防や外交の課題については国策であるため、今後の動向を見極めたいと思っております。

79 ご質問の事項については、県内の事例がございません。他府県の事例を調査させていただきます。

80 地域住民の皆様の意見を十分聴き、改正項目の問題点等について関係機関と協議を重ねながら、住みよい住環境保全のため地域住民の方と共に進めたいと考えております。

81 自治会長等からの申し出により、啓発看板を配布しております。ドッグランについては、相談をお受けいたします。

8 2 灯油使用量につきましては、日々削減に努めているところです。ご提案の生ごみの堆肥化は処理施設建設時に十分検討いたしましたが、ごみ分別の問題・設置場所の問題・悪臭対策・利用方法等の問題で実現しなかったのが現状です。現在生ごみ処理機やコンポストの補助制度がございますので、ご利用ください。

8 3 生活保護世帯には、各世帯に可燃の小が 80 枚、不燃・その他プラの各小袋が 10 枚ずつ、また、出生時に可燃の大を 10 枚支給しております。

ごみ有料化はごみ減量及びリサイクルの推進を目的として、ごみ処理費用の一部をご負担願っているものであり、皆様のご協力により、広陵町のごみ減量は計画どおりに進んでおります。今後も処理費用の一部ご負担を願いたいと考えております。一部無料化は、逆行と混乱をもたらしますので、ごみの減量とリサイクルの推進により費用負担の軽減をお願いいたします。

8 4 特別なケースを除き、規定通りの分別区分に従ってお出しただければ、問題なく収集又は持ち込みで対応させていただきます。

8 5 町内にありますほとんどのため池には水利権が有り、大字や水利組合等で管理されております。管理者の確認につきましては、お問い合わせいただければ対応させていただきます。

なお、参考までに都市整備課にため池台帳を備え付けておりますので申し添えます。

8 6 この高齢者世帯訪問は、民生委員活動の一環として実施しているものです。訪問の主旨を十分説明した上で協力をお願いしております。このデータは、民生委員の地域での見守り等の活動に使われております。また、災害が発生した時には、地域住民相互の助け合いのために活用されることになります。

8 7 持ち込みごみにつきましては、8 種 18 品目の中で有料・無料が混在いたしますと、混乱をもたらしますので、すべて有料とさせていただきます。持込に際しては、指定ごみ袋を用いないでお願いいたします。

指定ごみ袋の場合は、指定袋のみでお願いいたします。また、指定ごみ袋との混載の場合は 2 度の計量をお願いいたします。資源ごみにつきましては、最寄りのリサイクルステーションにお出しいただくか、または、地元にも利益が還元される、集団回収にぜひご協力をお願いいたします。

8 8 各区・自治会で開催されるタウンミーティングにおいて、職員が出向き「ごみ分別のお願い」をしておりますのでご参加をお願いいたします。

ごみ分別等の研修につきましては、実際に見ていただくのがご理解いただく最善の方法と考えております。お申し込みいただければ、施設見学を受け付けておりますの

で、ご利用ください。

タウンミーティングや施設見学の参加者には、指定ごみ袋1セットの配布もごさいます。また、リサイクルの啓発施設として広陵町エコセンターもごさいますので是非ご利用ください。

89 申込時に説明させていただき、当初から未使用で返還された場合は、6割返還のご承諾をいただいています。また、今後も必要に応じて実態に即した運営を図る旨も説明し、必要な時期での使用もお願いしております。

返金額を見直す予定はごさいません。

90 具体的な場所をお示しいただければ、香芝市に要望いたします。

